

第7期光市障害福祉計画

令和6年3月
光市

やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり
～共生社会の実現にむけて～



本市では令和3年3月に「第3次光市障害者福祉基本計画(改定)及び第6期光市障害福祉計画」を策定し、障害のある人と障害のない人がお互いを理解し合うための施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

この度、本市の障害者福祉推進のための基本的な指針となる「第4次光市障害者福祉基本計画」を策定するとともに、基本理念である「やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり」を着実に実現するため、障害福祉サービス等の提供体制の確保にかかる目標やサービスの見込み量を定めた「第7期光市障害福祉計画」を同時に策定いたしました。

これらの計画を元に、誰一人取り残さない持続可能な「ゆたかな社会」を目指し、障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係分野と連携を図りながら施策を着実に進めてまいりますので、市民のみなさまの一層のご理解とご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市議会や光市地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、各調査にご協力をいただきました市民、障害福祉事業所、総合支援学校等の皆様に対し、心からお礼申し上げます。

令和6年3月

光市長 市川 熙

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
第1節 計画策定の趣旨及び基本理念	2
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の期間	3
第2章 障害福祉サービス等の数値設定に当たっての基本的考え方	5
第1節 計画の基本的視点	6
第2節 第6期計画から第7期計画へ	7
第3節 見込み量算定に当たっての基本的考え方	7
障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス体系	8
第3章 障害福祉サービス等の量の見込み	11
第1節 訪問系サービス	12
第2節 日中活動系サービス	15
第3節 居住系サービス	21
第4節 相談支援	24
第5節 障害児支援	26
第6節 地域生活支援事業	29
第4章 障害福祉サービス等の目標値の設定及び目標達成のための方策	37
第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行	38
第2節 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	39
第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	39
第4節 福祉施設から一般就労への移行等	40
第5節 障害児支援の提供体制の整備等	42
第6節 相談支援体制の充実・強化等	42

第7節 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	43
第5章 計画の推進と進行管理	45
第1節 計画の推進体制	46
第2節 広報・啓発活動の推進	46
第3節 計画の進行管理	46
資料	47
参考資料	48
光市地域自立支援協議会設置要綱	50
光市地域自立支援協議会委員名簿	52

第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の位置付け

第3節 計画の期間

第1節 計画策定の趣旨及び基本理念

本市では令和3年3月に障害者基本法に基づく第3次障害者福祉基本計画を改定し、共生社会の実現に向け、「やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり～共生社会の実現にむけて～」を基本理念に、障害のある人と障害のない人がお互いを理解し合うための施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

また、同時に障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体として「第6期光市障害福祉計画」（令和2年度～令和5年度）を策定し、必要とされる障害福祉サービスや相談支援が身近な地域において提供できるように努めてきました。

この度、現行の「第6期光市障害福祉計画」の計画期間が終了することに伴い、障害者を取り巻く様々な環境の変化を踏まえつつ、次期計画として「第7期光市障害福祉計画」を策定するものです。

基本理念

やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり
～共生社会の実現にむけて～

第2節 計画の位置付け

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、障害者のニーズや地域資源の現状を踏まえ、障害のある人の支援の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

また、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障害のある児童に対する支援の提供体制の確保に関する事項等を定めるもので、障害福祉計画と一体のものとして作成することができるとされています。本市においては、障害福祉計画と障害児福祉計画を「第7期障害福祉計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）」として一体的に策定し、引き続き、障害福祉サービス等の円滑な推進を図ります。

本計画は、国が示す「基本指針」に基づき、障害福祉サービスや障害児通所等支援、その他の支援等の今後3年間の数値目標を設定し、それらが総合的に提供されるよう連携体制の整備と確保等について取り組むことを目的に、山口県との連携のもと、周南圏域での調整を図りながら策定します。

第3節 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

◎計画の期間	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
光市障害者福祉基本計画	→		3次 →			→		4次 →				
光市障害福祉計画	→		5期 →	6期 →		7期 →		8期 →		→		

第2章 障害福祉サービス等の数値設定に 当たっての考え方

第1節 計画の基本的視点

第2節 第6期計画から第7期計画へ

第3節 見込み量算定に当たっての基本的考え方

第1節 計画の基本的視点

本計画は、光市障害者福祉基本計画に定める基本理念を踏まえつつ、国が示す基本方針に沿い、次に掲げる視点に配慮して策定します。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進める必要があります。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障害のある人の範囲を、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者等とし、サービスの充実を図る必要があります。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、精神障害者に含まれるものとして、さらに、難病患者等についても、法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図る必要があります。

(3) 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める必要があります。

(4) 共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制を構築していく必要があります。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害の疑いがある段階から、身近な地域でライフステージに沿った支援ができるよう、また、医療的ケア児が専門的な支援を円滑に受けられるよう、地域の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援体制を構築していくことが重要となります。

(6) 障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、研修の実施や多職種間の連携の推進により専門性を高めていくとともに、県や関係機関と協力して障害福祉の現場が魅力的な職場であることの周知・広報、職場環境の整備やハラスメント対策等に取り組むことが必要です。

(7) 障害者の社会参加を支える取組

障害者が文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすためには、多様なニーズを踏まえた支援が必要です。特に障害者の情報の取得利用・意思疎通に関して、ICTが効果的に活用できる環境を整える必要があります。

第2節 第6期計画から第7期計画へ

第7期計画では、国の基本指針において、第6期計画と同様に7つの成果目標が示されており本市では、以下の事項について、成果目標を定めることとします。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

第3節 見込量算定に当たっての基本的考え方

見込量算定に当たっては、数値目標の達成に向けて実効性のあるものとし、第6期計画の実績及び検証分析から、第7期見込量を算定します。また、周南圏域で行った総合支援学校在籍生徒の進路希望調査及び障害のある人からの相談を受ける中で、ニーズの把握に努めました。さらに、事業所と連携し、施設整備の予定も勘案し、見込量の算定を行いました。

- (1) 第6期計画の進捗状況や各種サービスの利用実績等の検証分析を踏まえる。
- (2) 総合支援学校在校生（1～3年）を対象とした進路意向調査の結果を踏まえる。
- (3) 今後3年間に新たに施設整備予定のあるサービスについての情報を踏まえる。

障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス体系

<訪問系サービス>

在宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする人に、自宅で介護と外出時の移動支援を行う
同行援護	視覚障害のある人が外出するときに、移動に必要な情報を提供し、移動の援護等を行う
行動援護	自己判断力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援等を行う
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスで包括的な支援を行う

<日中活動系サービス>

生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動等の機会の提供等を行う
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う
就労選択支援 ※令和7年度新設予定	就労希望者が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行う
就労移行支援	一般企業への就労希望者に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力向上のために必要な訓練を行う
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就労に関わる課題の解決に必要な連絡調整や指導・助言を行う
療養介護	医療と常時介護の必要な人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行う
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、夜間も含め短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う

<居宅支援・施設系サービス>

自立生活援助	居住施設から一人暮らしに移行した人に、一定期間、訪問により、理解力、生活力等を補うための助言、関係機関との連絡調整を行う
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護を行う

<相談支援>

計画相談支援	サービス等利用計画を作成し、自立した生活を支え、適切なサービス利用及びきめ細やかな支援を行う
地域移行支援	施設入所者や入院中の精神障害者及び矯正施設退所者の、住居の確保や地域生活に移行するための支援等を行う
地域定着支援	居宅において単身等で生活している人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談や支援等を行う

<障害児支援>

児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う
障害児相談支援	障害児通所支援を利用している障害児を対象に、障害児支援利用計画を作成し、サービス調整及び各種支援を行う

<地域生活支援事業>

コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能・音声機能や視覚障害等のため、意思疎通に支障のある障害者に手話通訳者等の派遣を行う
日常生活用具給付事業	重度障害者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付や貸与を行う
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者（児）に対して、外出のための支援を行う
地域活動支援センター事業	創作的活動や生産機会の提供等の基礎事業に加え、機能体系により相談支援や機能訓練、入浴サービス等を行う
日中一時支援事業	日中、監護する者がいない等、一時的な見守りが必要な障害者（児）に活動の場の提供や日常的な訓練等を行う
生活訓練事業	視覚障害のある人への料理教室を開催し、調理指導・栄養指導を行う
福祉機器リサイクル事業	不要になった福祉機器の修理・洗浄等を行い、これを必要とする人に斡旋を行う
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツを通じた体と心の健康の維持増強を図るため、スポーツ・レクリエーション等の大会を行う
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害のある人へ、点訳・音訳等の方法により、市の広報、生活情報等の定期的な提供を行う
自動車運転免許取得・改造費助成事業	障害のある人の社会参加の促進を図るため、自動車運転免許取得費用の助成や自動車改造費用の助成を行う

第3章 障害福祉サービス等の量の見込み

第1節 訪問系サービス

第2節 日中活動系サービス

第3節 居住系サービス

第4節 相談支援

第5節 障害児支援

第6節 地域生活支援事業

第1節 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障害者の居宅を訪問して、介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

(1) 居宅介護、重度訪問介護

<サービス内容>

居宅介護は、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う事業です。

重度訪問介護は、重度の障害のある人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

居宅介護については、入院入所や死亡等のほか、65歳到達に伴い介護保険へ移行したことによる終了により見込量を下回る実績となっています。重度訪問介護については、ヘルパーの人材不足により長時間のサービス提供が困難となっていることから、プランの見直しを行い居宅介護に振り替える対応を行ったため見込量を下回る実績となっています。

(単位：時間/月)

区分/年度		R 3	R 4	R 5
居宅介護	見込量	441	454	462
	利用実績	358	417	見込(428)
重度訪問介護	見込量	230	230	230
	利用実績	180	165	見込(166)

<計画>

居宅介護については、ひとり暮らしの人や要支援家庭の在宅生活の維持や介護者の負担軽減等から利用時間の増加を見込んでいます。重度訪問介護については現状と同程度のサービス量を見込んでいます。

(単位：時間/月)

区分/年度		R 6	R 7	R 8
居宅介護		450	475	500
重度訪問介護		166	166	166

(2) 同行援護

<サービス内容>

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行う事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

主に市内2事業所により実施していますが、事業所の体制等によりサービス提供が困難な場合もあり、見込量を下回っています。同行援護でのサービス提供が困難な場合には移動支援（地域生活支援事業）等で、同等のサービス提供を行っています。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出の自粛により、利用実績は減少していましたが、徐々に増加傾向にあります。

(単位：時間/月)

区分/年度		R 3	R 4	R 5
同行援護	見込量	133	133	133
	利用実績	82	102	見込 (93)

<計画>

視覚障害者の自立生活や社会参加の機会の確保に対応するため、増加を見込んでいます。

(単位：時間/月)

区分/年度		R 6	R 7	R 8
同行援護		99	106	113

(3) 行動援護

<サービス内容>

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

圏域に該当事業所がないため、利用実績はありませんが、移動支援事業（地域生活支援事業）等で同等のサービス提供を行っています。

(単位：時間/月)

区分/年度		R 3	R 4	R 5
行動援護	見込量	0	0	0
	利用実績	0	0	見込 (0)

<計画>

指定基準を満たす事業所が圏域にないため、第7期計画でも利用を見込んでいませんが、引き続き、移動支援事業（地域生活支援事業）で同等のサービス提供を行います。

（単位：時間／月）

区分／年度	R 6	R 7	R 8
行動援護	0	0	0

（4）重度障害者等包括支援

<サービス内容>

介護の必要性が著しく高い人に、一つの事業所が居宅介護等の複数のサービスを包括的に実施する事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

圏域に該当事業所がないため、利用実績はありませんが、複数の事業所が行うさまざまなサービスを組み合わせることで、同等のサービス提供を行っています。

（単位：時間／月）

区分／年度		R 3	R 4	R 5
重度障害者等 包括支援	見込量	0	0	0
	利用実績	0	0	見込(0)

<計画>

一つの事業所が複数のサービスを包括的に実施するもので、現在のところ圏域に指定基準を満たす事業所がないため、第7期計画でも利用を見込んでいませんが、今後も、複数の事業所が行う様々なサービスを組み合わせることで、同等のサービス提供を行います。

（単位：時間／月）

区分／年度	R 6	R 7	R 8
重度障害者等包括支援	0	0	0

第2節 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

(1) 生活介護

<サービス内容>

常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

総合支援学校の卒業者等の新規利用はありますが、65歳到達に伴い介護保険へ移行したことによる終了等もあるため、ほぼ横ばいで推移しています。

(単位：人日/月)

区分/年度		R 3	R 4	R 5
生活介護	見込量	3,000	3,000	3,000
	利用実績	2,980	2,900	見込 (3,061)

<計画>

今後も65歳到達に伴う介護保険への移行による終了等が見込まれますが、総合支援学校卒業者等の新規利用希望もあるため、第6期計画と同程度のサービスの利用を見込んでいます。

(単位：人日/月)

区分/年度		R 6	R 7	R 8
生活介護		3,103	3,145	3,188

(2) 自立訓練

<サービス内容>

自立した日常生活や社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う事業です。機能訓練については、標準利用期間が最長1年6箇月、生活訓練については最長2年となっています。

<第6期見込量に対する実績状況>

機能訓練については、受け入れ事業所が少なく、標準利用期間が設けられており、期間満了後に他のサービス等へ移行するため、利用実績は減少しています。

生活訓練については宿泊型も含まれており、標準利用期間満了まで長期的に利用する場が多く、見込量を上回る実績となっています。

(単位：人日/月)

区分/年度		R 3	R 4	R 5
自立訓練 (機能訓練)	見込量	17	17	17
	利用実績	4	1	見込(0)
自立訓練 (生活訓練)	見込量	200	200	200
	利用実績	255	240	見込(106)

<計画>

機能訓練事業については、標準利用期間が1年6箇月で限定されていること、また、指定基準を満たす事業所が圏域に1事業所のみであるため、令和5年度実績と同程度を見込んでいます。

生活訓練事業については、標準利用期間が2年間で限定されていることから、利用者の入れ替わりはありますが、現状と同程度のサービスの利用を見込んでいます。

(単位：人日/月)

区分/年度	R 6	R 7	R 8
自立訓練(機能訓練)	20	20	20
自立訓練(生活訓練)	106	106	106

(3) 就労選択支援

<サービス内容>

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援します。

<計画>

令和7年度から新設予定のサービスで指定事業所の新設予定も不明なことから、若干数を見込んでいます。

(単位：人日/月)

区分/年度	R 6	R 7	R 8
就労選択支援	—	2	3

(4) 就労移行支援

<サービス内容>

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。就労移行支援については、標準利用期間が最長2年となっています。

<第6期見込量に対する実績状況>

総合支援学校卒業前に就労アセスメントを目的とした利用が多く、見込量を上回る実績で推移しています。

(単位：人日/月)

区分/年度		R 3	R 4	R 5
就労移行支援	見込量	45	45	45
	利用実績	78	109	見込(111)

<計画>

今後も就労アセスメントを目的とした一時的な利用や就労移行支援での短期間の訓練を経て、就労系サービスへ移行する状況は変わらないと考えられるため、現状と同程度の利用を見込んでいます。

(単位：人日/月)

区分/年度	R 6	R 7	R 8
就労移行支援	132	157	186

(5) 就労継続支援

<サービス内容>

A型事業所は、雇用契約に基づく就労の機会を提供することにより、就労に必要な知識・能力の向上や一般企業等への就労に向けた支援を目的とした、必要な訓練を行う事業です。

B型事業所は、一般企業等で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

A型事業所は一般企業等への就労に向けてニーズの高いサービスであり、増加傾向にあります。B型事業所は一般就労やA型事業所での就労が困難な福祉的就労の場として、ニーズの高いサービスであり、新規事業所も開設されたため、見込みを上回る実績となっています。

(単位：人日/月)

区分/年度		R 3	R 4	R 5
就労継続支援 (A型)	見込量	850	880	910
	利用実績	844	831	見込(949)
就労継続支援 (B型)	見込量	1,583	1,600	1,616
	利用実績	1,832	1,832	見込(1,982)

<計画>

アンケート調査においても総合支援学校の卒業予定者等を中心に就労継続支援のニーズが高い状況です。A型事業所については定員数を上回る契約者数の事業所もあることから、これ以上の受け入れが困難なため、現状と同等のサービス量を見込んでいます。また、B型事業所については、新規開設予定もあることから今後も新規利用の増加が見込まれます。

(単位：人日/月)

区分/年度	R 6	R 7	R 8
就労継続支援 (A型)	1,000	1,000	1,000
就労継続支援 (B型)	2,062	2,145	2,231

(6) 就労定着支援

<サービス内容>

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した人の就労に伴う生活面の課題に対応できるように、事業所、家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行う事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

一般就労へ移行した人数は増えてきましたが、職場環境の整備や関係機関の連携等が進み定着がスムーズに行われたため、見込量を下回っていると考えられます。

(単位：人/月)

区分/年度		R 3	R 4	R 5
就労定着支援	見込量	8	10	12
	利用実績	5	3	見込(3)

<計画>

安心して就労を継続するための支援として一定の利用希望があることから、現状と同程度の利用を見込んでいます。

(単位：人／月)

区分／年度	R 6	R 7	R 8
就労定着支援	5	6	7

(7) 療養介護

<サービス内容>

長期間の医療的ケアに加え、常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護並びに日常生活の世話をを行う事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

おおむね見込みどおりの実績となっています。令和4年度は退所により減少しています。

(単位：人／月)

区分／年度		R 3	R 4	R 5
療養介護	見込量	17	17	17
	利用実績	18	17	見込(17)

<計画>

本事業の対象者は、長期間の医療的ケアに加え、常時介護を必要とする重症心身障害者等であることから、対象者も限られるため、現状と同程度を見込んでいます。

(単位：人／月)

区分／年度	R 6	R 7	R 8
療養介護	17	17	17

(8) 短期入所（ショートステイ）

<サービス内容>

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介助を行う事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

施設入所の待機登録者を中心に短期入所を長期利用する傾向にあります。

(単位：人日／月)

区分／年度		R 3	R 4	R 5
短期入所	見込量	158	158	158
	利用実績	143	161	見込 (237)

<計画>

在宅生活の継続や介護負担の軽減を目的としたニーズの高いサービスですが、定員に限りがあることや定期的な利用を想定し、現状と同程度を見込んでいます。

(単位：人日／月)

区分／年度		R 6	R 7	R 8
短期入所		244	244	244

第3節 居住系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は日中活動系サービス等を利用します。

(1) 自立生活援助

<サービス内容>

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた人で一人暮らしを希望する人に、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、家事や通院等の地域生活における助言や連絡調整を行う事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

圏域に該当事業所がないため、実績はありませんが、相談支援や居宅介護等で、地域生活における助言等を行っています。

(単位：人/月)

区分/年度		R 3	R 4	R 5
自立生活援助	見込量	0	0	0
	利用実績	0	0	見込(0)

<計画>

指定基準を満たす事業所が圏域にないため、第7期計画では利用を見込んでいませんが、引き続き、相談支援や居宅介護等で同等の支援を行います。

(単位：人/月)

区分/年度		R 6	R 7	R 8
自立生活援助		0	0	0

(2) 共同生活援助（グループホーム）

<サービス内容>

共同生活援助は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

ニーズの高いサービスであり、令和4年度に市内に新規事業所が開設されたことや圏域を越えての利用もあるため実績は増加しています。

(単位：人/月)

区分/年度		R 3	R 4	R 5
共同生活援助	見込量	22	22	22
	利用実績	24	27	見込 (30)

<計画>

地域移行の受け皿として、また親亡き後の生活の場として、ニーズの高いサービスです。新たな事業所の開設予定もあることから、増加を見込んでいます。

また、日中支援型共同生活援助については、サービスの質の向上を図ることを目的として、地域自立支援協議会において評価、助言を受ける機会を設定します。

(単位：人日/月)

区分/年度		R 6	R 7	R 8
共同生活援助		33	36	40

(3) 施設入所支援

<サービス内容>

施設入所者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

障害のある人の地域移行を進めるという国の方針に基づき、施設から共同生活援助を含む、地域生活への移行による減少を見込んでいましたが、依然として、在宅生活の継続が難しい人の利用希望があることから、見込量を上回る実績となっています。

(単位：人/月)

区分/年度		R 3	R 4	R 5
施設入所支援	見込量	91	91	90
	利用実績	94	91	見込 (93)

<計画>

施設入所者については、地域生活への移行を進めていくことが求められていることから、関係機関との連携により、障害の特性に応じて移行先を見極め、地域移行の促進に努めます。

(単位：人／月)

区分／年度	R 6	R 7	R 8
施設入所支援	93	92	91

第4節 相談支援

(1) 計画相談支援

<サービス内容>

障害福祉サービスの利用に係る相談や調整、サービス等利用計画の作成などを行う事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

サービスの利用希望者が増加しており、見込量を上回る実績となっています。

(単位：人/月)

区分/年度		R 3	R 4	R 5
計画相談支援	見込量	83	84	85
	利用実績	93	98	見込 (103)

<計画>

障害福祉サービスの需要が高まっているため、増加を見込んでいます。障害のある人のニーズを把握し、必要な障害福祉サービス等につなぐためには、適切なケアマネジメントの実践が重要となることから、研修等の周知に努めるとともに、関係機関との連携により相談支援専門員の確保に向けて広報等に取り組みます。

(単位：人/月)

区分/年度		R 6	R 7	R 8
計画相談支援		108	113	119

(2) 地域移行支援

<サービス内容>

障害者支援施設や矯正施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者等を、地域生活に移行するに当たり、住居の確保や地域生活を送る上での相談、関係機関等への同行支援等を行う事業です。利用期間は6箇月以内で、原則として1回に限り更新することができます。

<第6期見込量に対する実績状況>

令和3年度、令和4年度は実績がなく、令和5年度も利用見込みはありません。

(単位：人／月)

区分／年度		R 3	R 4	R 5
地域移行支援	見込量	1	1	2
	利用実績	0	0	見込 (0)

<計画>

障害者支援施設や精神科病院の長期入院患者が地域生活へ移行していくためには、地域移行支援による支援が重要であることから、研修等の周知を通じて、相談支援専門員の育成と確保に努めます。

(単位：人／月)

区分／年度	R 6	R 7	R 8
地域移行支援	1	1	2

(3) 地域定着支援

<サービス内容>

居宅において、単身で生活している障害のある人や、家庭の状況等により同居している家族からの支援が受けられない障害者に対し、24 時間の相談支援や緊急訪問、緊急対応等を行う事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

令和3年度に1件の利用がありましたが、令和4年度は実績がなく、令和5年度も利用見込みはありません。

(単位：人／月)

区分／年度		R 3	R 4	R 5
地域定着支援	見込量	1	1	1
	利用実績	1	0	見込 (0)

<計画>

障害者支援施設や精神科病院の長期入院患者が地域生活へ移行した後に安心して生活を続けられるよう、光市地域自立支援協議会や関係機関との連携により支援体制を強化していくとともに、サービスの周知にも努めます。

(単位：人／月)

区分／年度	R 6	R 7	R 8
地域定着支援	1	1	1

第5節 障害児支援

(1) 児童発達支援

<サービス内容>

就学前の障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行う児童発達支援と、肢体不自由があり、機能訓練や医療的ケア等の治療を併せて行う医療型児童発達支援があります。

<第6期見込量に対する実績状況>

市内及び近隣市において事業所が新設され、利用実績は増加しています。また、早期から発達障害と診断される児童が増加しており、利用者の低年齢化により利用実績が増えたことも考えられます。

(単位：人日/月)

区分/年度		R 3	R 4	R 5
児童発達支援	見込量	108	108	108
	利用実績	199	197	見込(180)

<計画>

早期に発達障害と診断される児童が増加傾向にあり、ニーズの高いサービスとなっておりますが、新規事業所の開設予定はなく、大幅な利用増加は困難なことから令和5年度と同程度の実績を見込んでいます。

(単位：人日/月)

区分/年度	R 6	R 7	R 8
児童発達支援	183	183	183

(2) 放課後等デイサービス

<サービス内容>

就学中の障害のある児童を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

新型コロナウイルス感染症拡大防止により利用が減少していましたが、令和3年には増加し、新規利用者も増加したことから見込みを上回る実績となっています。

(単位：人／月)

区分／年度		R 3	R 4	R 5
放課後等デイサービス	見込量	710	710	720
	利用実績	789	845	見込 (979)

<計画>

ニーズの高いサービスであるため増加を見込んでいます。高まるニーズに応え、支援が必要な児童が成長に応じたサポートを受けられるよう、関係機関と連携して、支援体制の整備に努めます。

(単位：人日／月)

区分／年度	R 6	R 7	R 8
放課後等デイサービス	1,000	1,000	1,000

(3) 保育所等訪問支援

<サービス内容>

保育所等を定期的に訪問し、障害のある児童が集団生活に適応できるよう、障害のある児童や保育所等の職員に対し、専門的な支援を行う事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

市内に実施可能な事業所がないため、近隣の3事業所でサービス提供体制を確保しており、おおむね見込みどおりの実績となっています。

(単位：人日／月)

区分／年度		R 3	R 4	R 5
保育所等訪問支援	見込量	1	1	1
	利用実績	1	2	見込 (2)

<計画>

市内に事業所はなく、近隣の3事業所のみです。制度の周知等を進め利用の促進を図りますが、現時点では第6期の実績と同程度と見込んでいます。

(単位：人日／月)

区分／年度	R 6	R 7	R 8
保育所等訪問支援	2	3	3

(4) 障害児相談支援

<サービス内容>

児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援を利用している児童を対象に、相談支援専門員が障害児支援利用計画を作成し、サービス調整や生活全般の相談に対応する事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

発達障害と診断される児童が増加しており、障害児支援のニーズが高まっています。障害児通所支援の新規利用・継続利用の実績増加に伴い、障害児相談支援も比例して増加しています。また、障害児通所支援の新規利用者等については、モニタリングの頻度を高め、支援を強化していることも増加要因の一つと考えています。

(単位：人/月)

区分/年度		R 3	R 4	R 5
障害児相談支援	見込量	30	30	30
	利用実績	39	40	見込 (50)

<計画>

障害児支援の需要が高まっているため、今後も利用実績が増加すると見込んでいます。引き続き、児童発達支援や放課後等デイサービス等の円滑な利用に向けて、各種研修会や光市地域自立支援協議会（相談・権利擁護部会）を活用し、相談支援専門員の資質向上に努めます。

(単位：人/月)

区分/年度	R 6	R 7	R 8
障害児相談支援	50	55	60

第6節 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市及び県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。

(1) コミュニケーション支援事業

<サービス内容>

意思疎通を図ることが困難な障害のある人に、手話通訳者等を派遣して、意思疎通の円滑化を図ることを目的としている事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴うイベント等の中止により、利用実績が減少していましたが、令和4年度からイベントの再開等に伴い、見込みを上回る実績となっています。

(単位：回/年)

区分/年度		R 3	R 4	R 5
コミュニケーション支援事業	見込量	10	10	10
	利用実績	10	29	見込(26)

<計画>

コミュニケーションに障害がある人にとって意思疎通を図る上で必要な事業であるため、事業の周知に努めると共に、派遣要請に対し、適切なコーディネートができるよう、引き続き派遣体制の充実を図ります。

(単位：回/年)

区分/年度		R 6	R 7	R 8
コミュニケーション支援事業		26	26	26

(2) 日常生活用具給付事業

<サービス内容>

重度の障害のある人に対し、排泄管理支援用具等生活の自立を促進するための用具を給付することで、日常生活の便宜を図ることを目的としている事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

見込量を下回っていますが、膀胱・直腸機能障害のある人が増加傾向にあり、排泄管理支援用具の給付が増加していることを主要要因として利用実績は伸びています。

(単位：件／年)

区分／年度		R 3	R 4	R 5
日常生活用具給付事業	見込量	747	770	793
	利用実績	753	744	見込 (761)

<計画>

今後も引き続き膀胱・直腸機能障害のある人の増加が見込まれることから、主に排泄管理支援用具の増加を見込んでいます。

今後も、引き続き事業の周知に努め、障害のある人の円滑な日常生活を支援します。

(単位：件／年)

区分／年度	R 6	R 7	R 8
日常生活用具給付事業	765	769	773

(3) 移動支援事業

<サービス内容>

単独で屋外での移動が困難な知的障害者、精神障害者に対し、社会参加や外出支援を行う事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出の自粛が終了となったため、見込みを上回る利用実績となっています。

(単位：時間／月)

区分／年度		R 3	R 4	R 5
移動支援事業	見込量	48	48	48
	利用実績	54	62	見込 (49)

<計画>

屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会参加や外出支援を行う事業であり、第6期計画中と同程度の利用を見込んでいます。今後、障害のある人のニーズに応じ、活動範囲等の拡大を視野に入れ、相談支援事業所と連携を図りながら、事業の周知に努めます。

(単位：時間／月)

区分／年度	R 6	R 7	R 8
移動支援事業	50	50	50

(4) 地域活動支援センター事業

<サービス内容>

障害のある人に対して日中活動の場を提供し、創作活動や生産活動の機会や社会との交流促進を図る事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

周南圏域の相談支援事業所1箇所及び身体障害者デイサービスセンターの事業の一部を地域活動支援センターとして運営しています。

(単位：箇所数)

区分／年度		R 3	R 4	R 5
地域活動支援センター	見込量	2	2	2
	利用実績	2	2	見込 (2)

<計画>

障害のある人に対して日中活動の場として、引き続き事業を継続します。

(単位：箇所数)

区分／年度		R 6	R 7	R 8
地域活動支援センター		2	2	2

(5) 日中一時支援事業

<サービス内容>

障害のある人を障害者支援施設等で一時的に預かることで、障害者等に日中活動の場を提供し、日常的な訓練を行い、また、障害のある人を日常的に介護している家族の負担軽減を目的とする事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

年によってばらつきはありますが、見込みを下回る実績となっています。

(単位：回／月)

区分／年度		R 3	R 4	R 5
日中一時支援事業	見込量	320	320	330
	利用実績	284	246	見込 (274)

<計画>

日中一時支援事業は、一定の利用ニーズがあり、現在12事業所に委託しています。第6期計画中の利用傾向を踏まえ、現状と同程度の利用を見込んでいます。

(単位:回/月)

区分/年度	R 6	R 7	R 8
日中一時支援事業	275	275	275

(6) 生活訓練事業

<サービス内容>

生活訓練事業として、料理教室や裁縫教室といった、障害のある人が日常生活に必要な訓練や指導を行っています。

<第6期見込量に対する実績状況>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度の実績はありませんでした。見込量は下回っていますが、調理や裁縫、整理収納など、生活に身近な訓練を目的として、例年、一定数の利用があります。

(単位:人/年)

区分/年度		R 3	R 4	R 5
生活訓練事業	見込量	27	27	28
	利用実績	0	9	見込(20)

<計画>

障害がある人にとって生活に必要な訓練を行う事業であり、ニーズは高いと考えられます。生活の質の向上を図る事業として、主に料理教室の開催や栄養士等による調理指導、栄養指導といった生活の質的向上を図る事業として、今後も推進に努めます。

(単位:人/年)

区分/年度	R 6	R 7	R 8
生活訓練事業	20	20	20

(7) 福祉機器リサイクル事業

<サービス内容>

不要になった福祉機器の修理・洗浄等を行い、これを必要とする人にあっせんする事業です。資源の有効活用として、事業を展開しています。

<第6期見込量に対する実績状況>

近年利用実績はありませんでしたが、令和4年度には2件の利用がありました。

(単位：件/年)

区分/年度		R 3	R 4	R 5
福祉機器リサイクル事業	見込量	5	5	5
	利用実績	0	2	見込(5)

<計画>

資源の有効活用につながる事業として、今後も事業を継続すると共に、リサイクル品の受入れについて、広報掲載等で周知を図ります。

(単位：件/年)

区分/年度	R 6	R 7	R 8
福祉機器リサイクル事業	5	5	5

(8) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

<サービス内容>

スポーツを通じた体と心の健康の維持増強を図るとともに、積極性や協調性を養うことで、障害のある人の社会参加の促進等を図るための事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために事業を中止しており、令和3年度、令和4年度の実績はありません。

(単位：人/年)

区分/年度		R 3	R 4	R 5
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	見込量	300	300	300
	利用実績	0	0	見込(250)

<計画>

スポーツを通じ、障害のある人の身体機能の回復に努めると共に、障害のある人と障害のない人が集い交流することで、障害者理解の推進に努め、共生社会の実現を図っていきます。

(単位：人/年)

区分/年度	R 6	R 7	R 8
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	250	250	250

(9) 点字・声の広報等発行事業

<サービス内容>

文字による情報入手が困難な障害のある人のために、点訳、音訳等、分かりやすい方法により、市の広報、生活情報、その他必要度の高い情報などを定期的に提供する事業です。特に視覚障害者に対する情報支援として重要な事業となっています。

<第6期見込量に対する実績状況>

定期的な依頼を含め、見込を上回る実績となっています。

(単位：人／年)

区分／年度		R 3	R 4	R 5
点字・声の広報等発 行事業	見込量	11	11	11
	利用実績	12	22	見込 (25)

<計画>

特に視覚障害者に対する情報支援として、必要度の高い情報を分かりやすく提供できるよう、引き続き、事業の継続及び周知を図っていきます。

(単位：人／年)

区分／年度	R 6	R 7	R 8
点字・声の広報等発行事業	25	25	25

(10) 運転免許取得・改造費助成事業

<サービス内容>

障害のある人の社会参加の促進を図るための助成事業として、外出の機会を確保するための事業です。

<第6期見込量に対する実績状況>

年によってばらつきはありますが、一定数の利用者がいます。

(単位：人／年)

区分／年度		R 3	R 4	R 5
自動車運転免許取得 助成	見込量	3	3	3
	利用実績	0	1	見込 (6)
自動車改造費助成	見込量	3	3	3
	利用実績	2	0	見込 (2)

<計画>

障害のある人の外出の機会を確保し、自立した社会生活を送ることができるよう、今後も引き続き事業を継続するとともに、事業の周知に努めます。

(単位:人/年)

区分/年度	R 6	R 7	R 8
自動車運転免許取得助成	3	3	3
自動車改造費助成	2	2	2

第4章 障害福祉サービス等の目標値の設定 及び目標達成のための方策

第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第2節 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

第4節 福祉施設から一般就労への移行等

第5節 障害児支援の提供体制の整備等

第6節 相談支援体制の充実・強化等

第7節 障害福祉サービス等の質を向上させるための
取組に係る体制の構築

障害のある人の地域生活を進める上で、施設入所者の地域生活への移行や福祉施設から一般就労への移行は重点課題です。国の基本指針では、「施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」等について、成果目標を設定するよう求めています。本市においても、国の基本指針を踏まえ、現状の動向等を勘案しながら、各項目についての数値目標を設定します。

第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ここでは令和4年度末時点の全施設入所者を基準に、令和8年度末までの「地域移行者数」及び令和8年度末時点の「入所者削減数」の目標値を設定します。

国の基本指針における目標値は令和4年度末時点の施設入所者から、地域移行者数については6%以上、入所者削減数については5%以上削減することを基本としていますが、県内の状況等を勘案し、山口県との連携のもと、数値目標を以下のとおり設定しました。

目標達成には、グループホームや自立した生活を援助する支援体制の構築が必要であり、山口県と連携し、社会福祉法人や特定非営利活動法人等と協力しながら体制整備に向けた検討を進めます。

項目	数値	備考
令和4年度末時点の施設入所者数（A）	93人	令和4年度末全施設入所者数（注）
目標年度入所者数（B）	91人	令和8年度末時点の利用人数
【目標値】 地域生活移行者数	2人 (2.4%)	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数 ※国の基本指針における目標値 6%
【目標値】 入所者削減見込 (A - B)	2人 (2.4%)	退院可能な精神障害者の施設利用を加味した令和8年度末までの実質的な施設入所者の削減数 ※国の基本指針における目標値 5%

(注) 令和4年度末が国の基準

第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、保健、医療及び福祉関係者等による重層的な連携による支援体制（地域包括ケアシステム）の構築が求められています。このため、本市では、国の基本指針に基づき、関係者間の顔の見える関係づくりを構築し、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を進めます。

項目	数値	備考
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回以上	光市地域自立支援協議会（地域生活部会）等で実施
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	8人	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回以上	光市地域自立支援協議会（地域生活部会）等で実施

第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

ここでは、「地域生活支援拠点等の機能の充実」について、目標を設定します。

本市では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、相談、緊急時の受入れ、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能を市内事業所で補完しあう体制（面的整備型）で地域生活支援拠点等の整備を進めています。国の基本指針では、地域生活支援拠点等を整備するとともに機能充実のためにコーディネーターの配置、機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本としており、国の基本指針を踏まえた本市の体制整備について検討を進めます。

また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るため、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本としており、本市においても現状把握や課題整理を行い支援体制の整備を進めていきます。

項 目	数 値	備 考
地域生活支援拠点の設置箇所数	1 か所	令和2年度に面的整備型で設置
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた検証及び検討の回数	年1回以上	光市地域自立支援協議会等で実施
強度行動障害についての情報共有や事例検討の場の確保	年1回以上	光市地域自立支援協議会（相談・権利擁護部会）等で実施

第4節 福祉施設^(注)から一般就労への移行等

ここでは、令和3年度実績を基準に、令和8年度における「施設から一般就労への移行者数」及び「就労定着支援事業の利用者数」について、目標値を設定します。

「施設から一般就労への移行者数」について、国の基本指針における目標値は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とし、そのうち、就労移行支援事業を通じた移行者数を1.31倍以上、就労継続支援A型については1.29倍以上、就労継続支援B型については1.28倍以上を基本としていますが、県内の状況等を勘案して、以下のとおり数値目標を設定します。

また、「就労定着支援事業の利用者数」については、令和3年度の実績の1.41倍以上、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することが基本とされており、本市では国の基本指針に沿って数値目標を設定します。

これらの目標を達成するため、障害者雇用の現状やサービス事業所の課題などを把握するとともに、障害分野以外の関係機関とも連携することにより障害者就労の促進を図ります。

(注) ここでいう「施設」とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所のことをいいます。

項目	数値	備考
令和3年度の 一般就労移行者数	8人	令和3年度において施設を退所し、 一般就労した者の数（注）
うち就労移行支援 事業の利用者数	2人	令和3年度において就労移行支援事業 を経て一般就労した者の数
うち就労継続支援 A型の利用者数	3人	令和3年度において就労継続支援A型 事業を経て一般就労した者の数
うち就労継続支援 B型の利用者数	3人	令和3年度において就労継続支援B型 事業を経て一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行 者数	8人 (1.00倍)	令和8年度中に施設を退所し、一般就労 する者の数 ※国の基本指針における目標値 1.28倍
うち就労移行支援 事業の利用者数	2人 (1.00倍)	令和8年度中に就労移行支援事業を経 て一般就労する者の数 ※国の基本指針における目標値 1.31倍
うち就労継続支援 A型の利用者数	3人 (1.00倍)	令和8年度中に就労移行支援事業を経 て一般就労する者の数 ※国の基本指針における目標値 1.29倍
うち就労継続支援 B型の利用者数	3人 (1.00倍)	令和8年度中に就労移行支援事業を経 て一般就労する者の数 ※国の基本指針における目標値 1.28倍
【目標値】 目標年度の 就労定着支援利用者数	7人 (8割)	令和8年度中に施設から一般就労へ移 行し、就労定着支援を利用する者 ※国の基本指針における目標値 7割

(注) 令和3年度が国の基準

第5節 障害児支援の提供体制の整備等

第7期計画における障害児支援の提供体制の整備については、発達障害や重症心身障害児等への対応等、保健、医療、障害福祉、保育、教育等との連携による専門的な支援体制の構築が求められることから、関連施策とも調整を図り、「児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実」、「障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）」、「医療的ケア児支援のための関係機関の場の設置及びコーディネーターの配置」等について、県や周南市、下松市と連携のもと、周南圏域における体制整備に努めます。

項目	数値	備考
医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置人数	6人	令和8年度末の人数

第6節 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とされています。基幹相談支援センターの設置を検討するに当たって、同程度の市町の事例を調査し、本市の実情に合った相談支援体制の充実・強化を図ります。また、多岐にわたるニーズの相談に対応できる人材を確保、育成できるよう研修会などの情報提供を積極的に行います。

項目	数値	備考
相談支援専門員の情報共有や事例検討の場の確保	年6回	光市地域自立支援協議会（相談・権利擁護部会）等で実施
研修会の開催	年1回以上	権利擁護講演会や介護支援専門員との合同研修会等の開催

第7節 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の

構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業所が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、障害者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供が求められています。このため、本市では、市職員の研修への計画的な参加や関係自治体との情報共有を通じて職員の資質向上に取り組むとともに、自立支援審査支払等システム等を活用し、利用者が真に必要とする障害福祉サービスが提供できているか検証を行い、事業所等の資質向上を図ります。

また、障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要とされており、ガイドラインの普及啓発や研修の推進を通じて障害福祉サービス等の質向上につなげていきます。

項 目	数 値	備 考
障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	年1人以上	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の確保	年1回以上	光市地域自立支援協議会等で実施

第5章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進体制

第2節 広報・啓発活動の推進

第3節 計画の進行管理

共生社会を実現するため、各関係機関と連携を図りながら、総合的かつ計画的に本計画を推進します。

第1節 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、以下に掲げる点に配慮して行います。

1 庁内関係部局との連携

庁内関係部署との連携のもと進捗状況等の把握に努め、本計画を推進します。

2 関係機関との連携と協働

計画の推進に当たっては、福祉、医療、教育、雇用等多様な分野との連携が必要となります。また、国や県の動向を踏まえながら、社会福祉法人・特定非営利活動法人等、各種関係機関や団体などと相互の緊密な連携を図りつつ、協働の視点に立って、総合的に推進します。

3 地域との連携

障害のある人が地域においてその人らしく生活をするためには、地域住民の障害や障害のある人に対する理解が不可欠です。社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等と連携・協働を図りながら、障害のある人に対する理解の促進に努めます。

第2節 広報・啓発活動の推進

さまざまな広報・啓発活動はもとより、交流・ふれあいを通じた障害のある人と障害のない人の相互の理解に向け、また、心のバリアフリーを進めるため、広報・啓発活動を推進します。

第3節 計画の進行管理

サービス見込み量の達成状況や地域生活への移行及び一般就労への移行の状況等の確認を行うとともに、光市地域自立支援協議会等において意見の聴取を行い、推進に向けた取組を検討します。

資 料

参考資料

1 策定経過

(1) 光市地域自立支援協議会開催状況

障害のある人等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する職務に従事する者その他の関係者からの意見等を反映するため、光市地域自立支援協議会において、計画の策定などについて協議を行いました。

第 1 回	令和 5 年 8 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 次光市障害者福祉基本計画及び第 7 期光市障害福祉計画策定方針について ・計画策定スケジュールについて ・アンケート調査の実施について ・第 6 期障害福祉計画の進捗状況について
第 2 回	令和 5 年 12 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 次光市障害者福祉基本計画（案）及び第 7 期光市障害福祉計画（案）中間報告について
第 3 回	令和 6 年 3 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 次光市障害者福祉基本計画（案）及び第 7 期光市障害福祉計画（案）について

(2) 福祉に関するアンケート調査

障害のある人の実態、サービスの利用意向等についてのニーズを把握するとともに、障害のない人へ意識調査を行いました。

	障害のある人	障害のない人
調査対象	障害者手帳、自立支援医療（精神通院）、特定医療費（指定難病）の認定又は交付を受けている人及び障害福祉サービスの利用実績がある人の中から 500 人	光市に住民登録のある 18 歳以上の人の中から、左記の対象者を除いた 1,000 人
抽出方法	無作為抽出	
調査方法	郵送によるアンケートの配布・回収	
調査期間	令和 5 年 9 月 6 日～25 日	
回答者	240 人	437 人
回答率	48.0%	43.7%

(3) 第7期光市障害福祉計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント）

市民の皆様のご意見・ご提言を、より反映させた計画とするため、計画の案を公表し、これに対する意見を募集しました。

案 件 名	第7期光市障害福祉計画（案）に対する意見について
募集期間	令和5年12月20日～令和6年1月19日
提出件数	1件

No	意見等概要	考え方（対応）
1	ボランティアにより声の広報が発行されているが、長期的に取り組みを継続していくためには、予算を確保した上で事業化すべきではないか。	広報などの音訳、点訳については、視力障害のある人の情報 取得手段として必要であるものと認識しています。 今後も継続できるよう、事業の実施方法について研究したいと考えています。

光市地域自立支援協議会設置要綱

平成20年6月30日

告示第108号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、光市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害福祉計画の進行管理に関すること。
- (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (7) その他必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる関係団体等のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者関係団体の代表者
- (3) 福祉従事者
- (4) 行政機関
- (5) その他関係団体

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、その者の職務により委嘱された者がその職を有しなくなったときは、後任者を補欠の委員とし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の関係者の意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 専門の事項を協議するため、協議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年7月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、協議会の最初の会議は、市長が招集する。

附 則 (平成24年告示第84号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第45号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第102号)

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

光市地域自立支援協議会委員

区 分	氏 名	役 職 名
学識経験者	藤 井 正 彦	聖光高等学校社会福祉専門科教諭
	松 本 妙 子	小学校教諭（地域コーディネーター）
障害者関係団体	福 原 隆 雄	光市身体障害者相談員
	安 岡 さなえ	光市視力障がい者協会会長
	中 原 健 次	光市肢体不自由児者父母の会会長
	少 貳 清 子	光市手をつなぐ育成会会長（知的障害）
	田 中 紘 子	周南さわやか家族会会長（精神障害）
福祉・医療従事者	國 澤 宗 厳	障害者支援施設ひかり苑施設長
	室 本 好 重	合同会社「歩夢」代表（社会福祉士）
	本 山 京 子	訪問看護ステーション光管理者
	井 上 幸 三	大和あけぼの園施設長
その他関係団体	梅 本 貞 則	光市社会福祉協議会会長
	竹 本 新 助	光市民生委員児童委員協議会会長
行政機関	松 野 理 絵	下松公共職業安定所雇用指導官
	山 田 真由美	周南健康福祉センター保健福祉・総務室室長

(令和6年3月)

第7期光市障害福祉計画

発行日：令和6年3月

発行：山口県光市

編集：光市福祉保健部福祉総務課

〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号

光市総合福祉センターあいぱーく光

TEL 0833-74-3001

URL <https://www.city.hikari.lg.jp/>